

令和7年7月22日

熊本県熊本市「宿泊税」の新設

熊本県熊本市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される熊本市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	熊本県熊本市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	熊本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	熊本市の観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び戦略的な誘客促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約7億円
課税免除等	－
徴税費用見込額	（平年度）約50百万円
課税を行う期間	条例施行後2年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 3月24日 熊本市議会にて条例案可決
- ・令和7年 3月28日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- ・令和8年 7月 1日 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。